

## 商品概要説明書

### アグリスーパー資金

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

商品名	アグリスーパー資金
ご利用 いただける 方	<p><b>【個人】</b> (以下の条件をすべて満たす方とします。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当 J A の組合員 (正組合員、准組合員) の方。</li> <li>○ 農業を営まれている方または農業に従事されている方。</li> <li>○ 水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる認定農業者の方。</li> <li>○ 原則として山形県農業信用基金協会の保証が受けられる方。</li> <li>○ 信用状況に不安のない方。</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">※ 信用状況に不安のない方とは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ山形県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li> </ul> <p><b>【法人等】</b> (以下の条件をすべて満たす方とします。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当 J A の組合員 (正組合員、准組合員) の方。</li> <li>○ 農業を営まれている方または農業に従事されている方。</li> <li>○ 水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる認定農業者および特定農業法人・特定農業団体・特定農業団体と同様の要件を満たす方。</li> <li>○ 原則として三期分の決算書の提出が可能であり、かつ原則直近決算で繰越欠損金を有しない方。</li> <li>○ 設立後 1 年以上 3 年未満の法人等で創業赤字の場合、当初事業計画と大幅な乖離がない方。</li> <li>○ 設立後 1 年未満の法人等である場合、役員・構成員 (常勤役員) の前年度税込年数が 150 万円以上である方。</li> <li>○ 原則として山形県農業信用基金協会の保証が受けられる方。</li> <li>○ 信用状況に不安のない方。</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">※ 信用状況に不安のない方とは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ山形県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。</p> <p>その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p><b>【個人】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業生産に直結する運転資金。</li> </ul> <p><b>【法人等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業経営に必要な運転資金。</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">※ 負債性資金の借換え対応は行いません。</p>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水田・畑作経営所得安定対策にかかる過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額および対象品目の販売代金相当額のうち J A 口座にご入金される金額の範囲内とします。</li> </ul>

借入期間	○ 1年以内とします。
借入利率	○ 当JA所定の利率といたします(変動金利)。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 当座借越(貯金型)とします。
返済方法	○ 指定された貯金口座にご入金された資金(農産物販売代金、水田・畑作経営所得安定対策交付金など)は、借越金残高がなくなるまで自動的にご返済に充当します。
担保	○ 原則として、担保は不要です。
保証	○ 原則として山形県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 個人保証は、農業信用基金協会の定めに基づきます(任意団体の場合等における役員・構成員等の連帯保証等)。
保証料	○ 分割払い 利息決算日にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年0.4%です。
手数料	○ 不要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本店信用部(電話:0237-55-0910)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県JAバンク相談所(電話:023-634-8234)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用部または山形県JAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県JAバンク相談所にお申し出ください。) 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記山形県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他	○ お申込みに際しては、当JA、および原則として山形県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。

JAみちのく村山